

アップデート5.46のご案内

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、「社労法務システム」を御愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび下記の内容のソフトウェア アップデートを行いましたので、ご確認下さい。

敬具

記

アップデート 5.46

<概要>

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善（第2弾） 2
本年度の改正内容について
年末調整基本データ作成の変更
年末調整給与データ作成の変更
年末調整データ入力の変更
年末調整チェック一覧表印刷の変更

注意. 今回のアップデートでは年末調整年税額算出以降の改善は含まれていません。
※ 年末調整年税額算出以降は処理しないでください。
次回のアップデートまでお待ちください。
2. その他改善と不具合の対応 7
1) 労災申請の業務災害用の支給請求書・申請書【第8号】の不具合対応
3. 今後のアップデート予定について 7
4. マイナポータル仕様の電子申請についてのお知らせ 7

※ 次期 e-Gov システムについてのお知らせ
2020 年 11 月末に次期 e-Gov システムに変わります
※ e-Gov サイトからの一括申請機能が廃止されます

アップデート内容

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第2弾)

本年度の改正内容について

1. 給与所得控除に関する改正

給与所得控除額が次の表のとおり改正されました

| 給与の収入金額 (A) | 給与所得控除額 | |
|--------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 162 万円 5,000 円以下 | 55 万円 | 65 万円 |
| 162 万円 5,000 円超 180 万円以下 | $(A) \times 40\% - 10 \text{ 万円}$ | $(A) \times 40\%$ |
| 180 万円超 360 万円以下 | $(A) \times 30\% + 8 \text{ 万円}$ | $(A) \times 30\% + 18 \text{ 万円}$ |
| 360 万円超 660 万円以下 | $(A) \times 20\% + 44 \text{ 万円}$ | $(A) \times 20\% + 54 \text{ 万円}$ |
| 660 万円超 850 万円以下 | $(A) \times 10\% + 110 \text{ 万円}$ | $(A) \times 10\% + 120 \text{ 万円}$ |
| 850 万円超 1,000 万円以下 | 195 万円 | 220 万円 |
| 1,000 万円超 | | |

2. 基礎控除の改正

基礎控除額が次の表のとおり改正され、合計所得金額が 2,500 万円を超える所得者については、基礎控除の適用を受けることはできないこととされました

| 合計所得金額 | 基礎控除額 | |
|----------------------|-------|-------------------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 2,400 万円以下 | 48 万円 | 38 万円 (所得制限なし) |
| 2,400 万円超 2,450 万円以下 | 32 万円 | |
| 2,450 万円超 2,500 万円以下 | 16 万円 | |

3. 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が 850 万円を越える所得者で、特別障害者に該当する人又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有する人若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人の総所得金額を計算する場合には、給与の収入金額(その給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、1,000 万円)から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除することとされました。

4. ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

(1) 未婚のひとり親(現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次に掲げる要件を満たすものをいいます)である場合には、ひとり親控除として、その年分の総所得金額から 35 万円を控除されることとなりました。

要件

- イ. その人と生計を一にする子を有すること
- ロ. 合計所得金額が 500 万円以下であること
- ハ. その人と事実上婚姻関係と同様の事実にあると認められる人がいないこと

(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、寡婦(寡夫)控除がひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組されました。

要件

- イ. 扶養親族を有する寡婦について、上記(1)のロの要件が追加されました
 - ロ. 上記(1)のハの要件が追加されました
- また、「特別の寡婦」に該当する場合の寡婦控除の特例が廃止されました

※ 個人基本情報新規登録にて寡婦区分の確認と訂正を行ってください。
寡婦区分の一覧変更機能を用意しました。

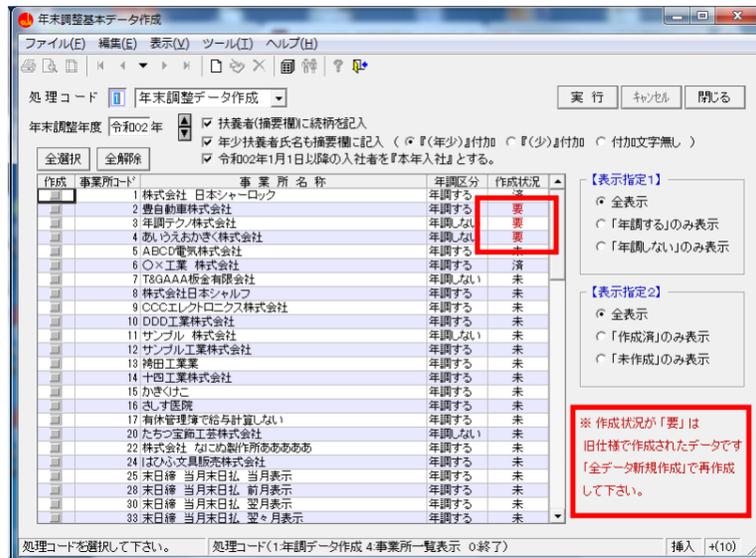
1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第2弾)

続き

1) 年末調整基本データ作成の変更

本年度改正分(寡婦区分(寡婦控除)、基礎控除等)の対応を行いました。

- 今回のアップデート前に作成された年調基本データは、旧仕様となっておりますので、そのようなデータがありましたらアップデート後に再度年調基本データの作成を行ってください。
確認方法は、「年末調整基本データ作成」画面を開いて事業所の一覧画面が表示された時、一覧表の「作成状況」欄に赤字で「要」と表示され、画面右下に「※ 作成状況が ……」のメッセージが表示されます。



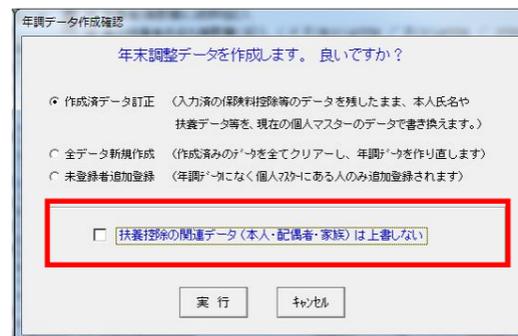
このような場合は、基本データを再作成してください。
再作成する場合の「年調データ作成確認」画面について
保険料控除等を入力していない場合

「全データ新規作成」を選択してください。

保険料控除等が既に入力してある場合

「作成済データ訂正」を選択してください。

※ 「扶養控除の関連データは上書きしない」の
チェックは外してください。



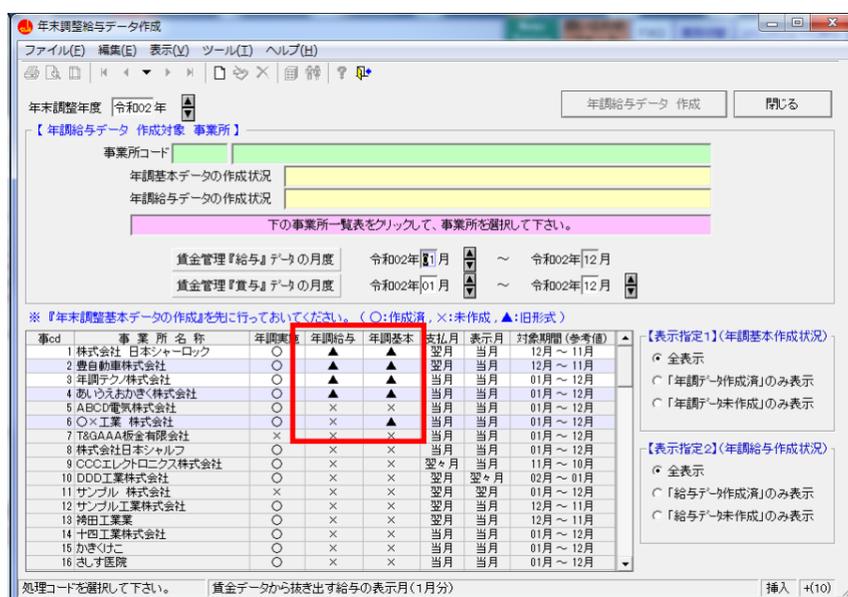
2) 年末調整給与データ作成の変更

本年度改正分(寡婦区分(寡婦控除)、基礎控除等)の対応を行いました。

- 今回のアップデート前に年調給与データを作成してあった場合、作成済の給与データは旧仕様となっておりますので、アップデート後に再度年調給与データの作成を行ってください。

確認方法

「年末調整給与データ作成」画面の事業所一覧が下図のように「年調給与」「年調基本」欄が「▲」で表示される場合は旧仕様のデータです。再作成を行ってください。



1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第2弾)

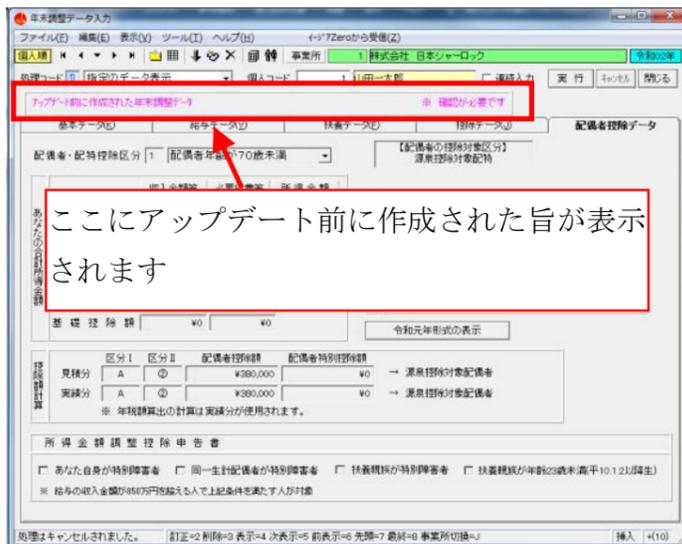
続き

3) 年末調整データ入力の変更

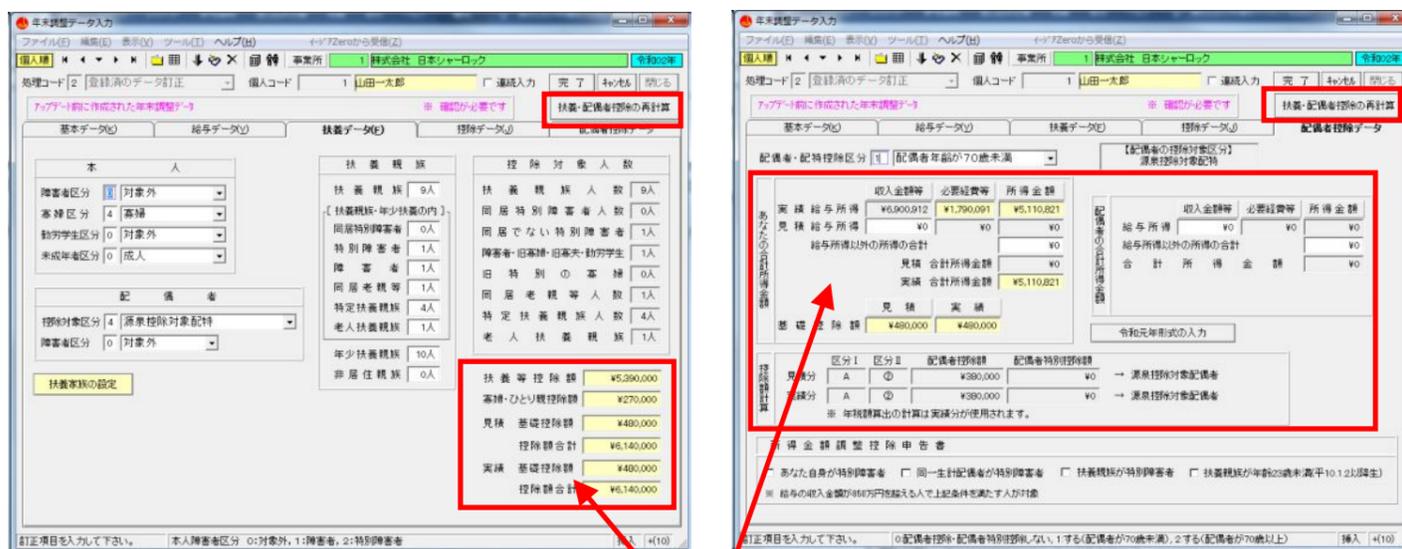
本年度改正分(寡婦区分(寡婦控除)、基礎控除等)の対応を行いました。

- 今回のアップデート前に作成されたデータは、旧仕様となっておりますので、そのようなデータがありましたらアップデート後に再度年調基本データから再作成を行うか、年末調整データ入力にて正しく訂正してください。

確認方法1



確認方法2



訂正状態にすると、アップデート後の仕様で再計算されます。

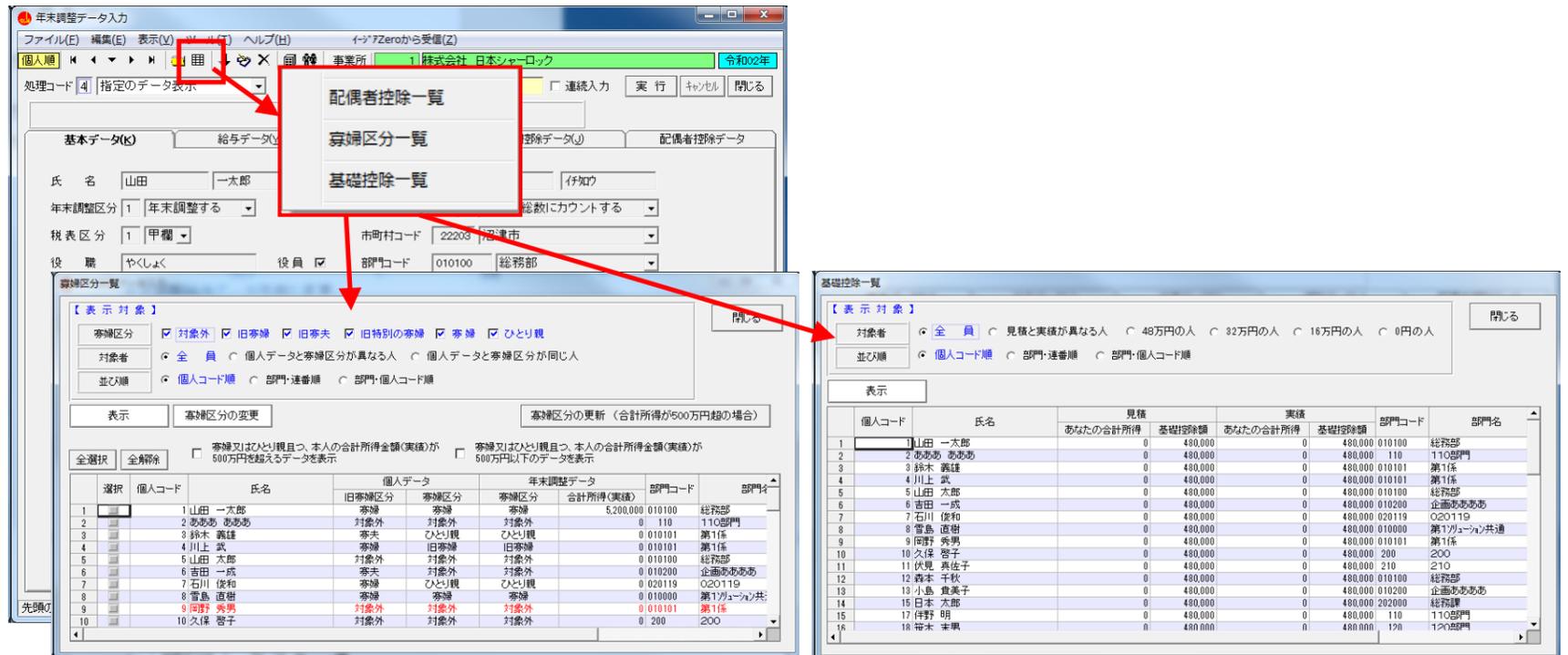
再計算前と後で金額等が異なっている箇所が薄い黄色で表示されますので内容を確認・訂正してください。

「扶養・配偶者控除の再計算」ボタンで再計算も行えます。

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第2弾)

続き

1. 寡婦区分と基礎控除を一覧で検索できる機能を追加しました。



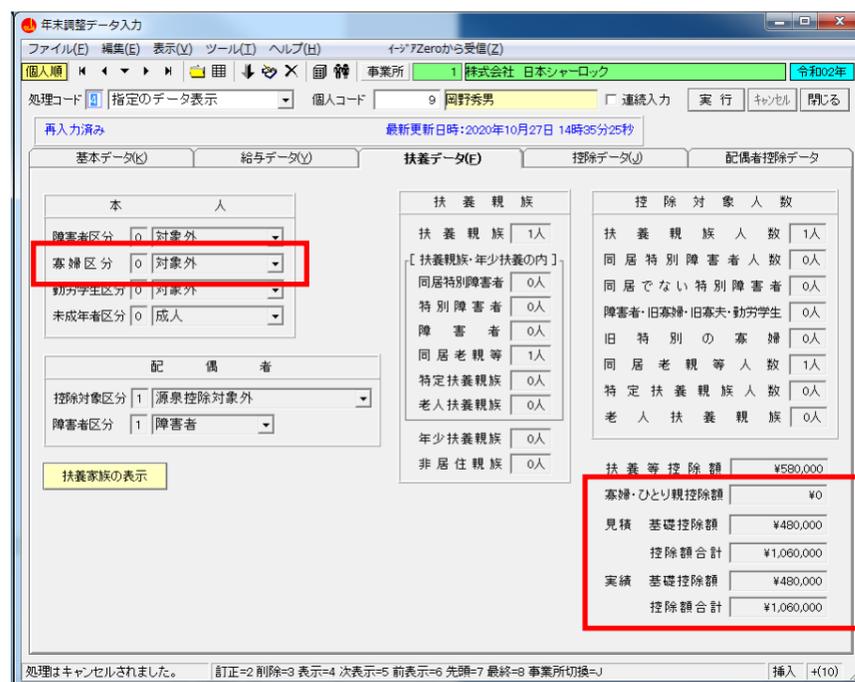
寡婦区分一覧

- 表示対象の条件を設定することで必要なデータが表示できます。
「寡婦又はひとり親且つ、本人の合計所得金額(実績)が500万円を超えるデータを表示」または、「寡婦又はひとり親且つ、本人の合計所得金額(実績)が500万円以下のデータを表示」にチェックを付けると、寡婦又はひとり親で合計所得金額の条件に一致するデータが表示できます。
- 寡婦区分の変更ボタンにて年末調整データの寡婦区分を変更することができます。

基礎控除一覧

- 表示対象の条件を設定することで必要なデータが表示できます。

2. 寡婦区分の選択肢の追加と、寡婦・ひとり親控除額、基礎控除額の追加



1) 寡婦区分

「4 寡婦」と「5 ひとり親」を追加
※今までの寡婦、寡夫、特別の寡婦は
旧寡婦、旧寡夫、旧特別の寡婦に変更

2) 寡婦・ひとり親控除額

寡婦の場合 270,000円
ひとり親の場合 350,000円

3) 基礎控除額(見積と実績)

あなたの合計所得金額により自動的に算出されます

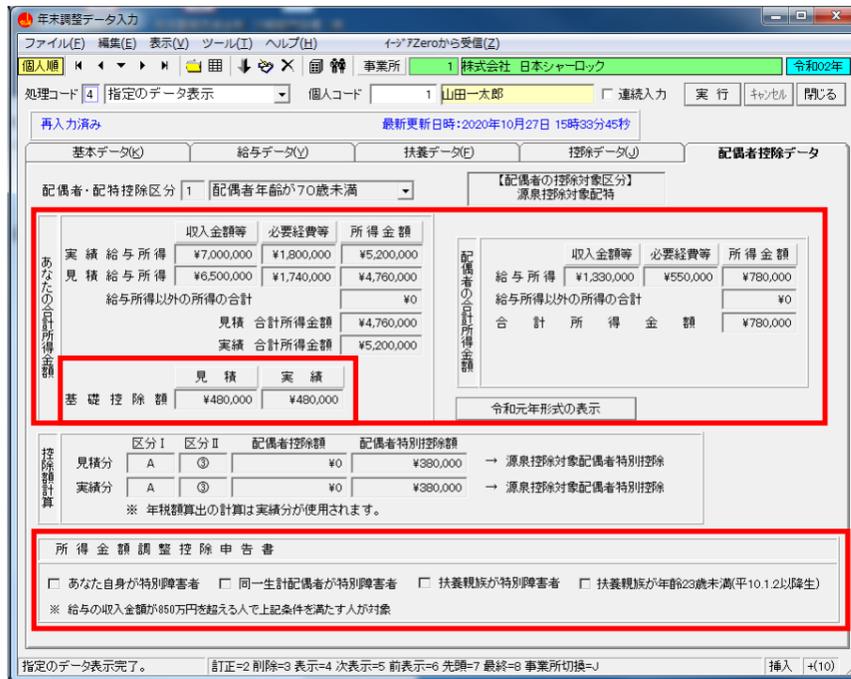
4) 控除額合計

扶養等控除額+寡婦・ひとり親控除額+基礎控除額を表示

1. 本年度の年末調整改正に伴う改善(第2弾)

続き

3. あなたの合計所得金額と配偶者の合計所得金額の変更、基礎控除額と所得金額調整控除申告書の追加



- 1) 合計所得金額の変更
 昨年までは「事業所得」～「その他所得まで」の入力でしたが、今年からは「給与所得以外の所得の合計」になりました。
 ※令和元年形式で入力することもできます。
- 2) 基礎控除額の追加
 合計所得金額より基礎控除額が自動的に計算されます。
- 3) 所得金額調整控除申告書の追加
 所得金額調整控除の適用を受ける場合に入力
 但し、給与収入が850万円を超える場合のみ
 ※ 所得金額調整控除額は年税額算出にて計算されます。

4) 年末調整チェック一覧表の変更

本年度改正分(寡婦区分(寡婦控除)、基礎控除等)の対応を行いました。

1. 年末調整チェック一覧表の変更

1) 本人に関する情報欄の変更

| 該当項目 | チェック | 該当項目 | チェック |
|-----------|------|--------|------|
| 源泉控除対象配偶者 | | 死亡退職 | |
| 乙欄適用者 | | 災害者に該当 | |
| 一般障害者 | | 外国人 | |
| 特別障害者 | ○ | | |
| 旧寡婦 | | 寡婦 | |
| 旧特別の寡婦 | | ひとり親 | ○ |
| 旧寡夫 | | 税務署報告 | |
| 勤労学生 | | カウント対象 | ○ |

- ① 寡婦、特別の寡婦、寡夫の名称変更
 → 旧寡婦、旧特別の寡婦、旧寡夫に変更
- ② 寡婦、ひとり親の追加

2) 扶養控除対象人数の内訳欄の変更

| 扶養控除対象人数の内訳 | 人数 |
|----------------|----|
| 扶養親族人数 | 1 |
| 同居特別障害者人数 | |
| 同居でない特別障害者人数 | |
| 障害者・旧寡婦・旧寡夫・学生 | |
| 旧特別の寡婦 | |
| 同居老親等の人数 | 1 |
| 特定扶養親族の人数 | |
| 老人扶養親族 | |

- ① 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生
 → 障害者・旧寡婦、旧寡夫・学生に変更
- ② 特別の寡婦
 → 旧特別の寡婦に変更

3) 配偶者控除等欄の下段の変更

| 判定 | 見積 | 実績 | 源泉控除対象配偶者 | 源泉控除対象配偶者 |
|----------|-----|---------|-----------|-----------|
| 基礎控除額 | 見積額 | 480,000 | | |
| | 実績額 | 480,000 | | |
| 住宅取得特別控除 | | 0 | | |

- ① 配偶者控除等欄の下段の空欄に下記を追加
 → 基礎控除額 見積額
 実績額

4) 所得から控除する額の内訳の変更

| 項目名称 | 控除金額 |
|--------------|-----------|
| 生命保険料控除額 | 0 |
| 地震保険料控除額 | 0 |
| 社会保険料合計 | 356,671 |
| 小規模企業共済等掛金控除 | 0 |
| 扶養・基礎・障害者等合計 | 587,000 |
| 寡婦・ひとり親控除額 | 270,000 |
| 配偶者控除 | 380,000 |
| 給与控除額の合計 | 6,876,671 |

- ① 配偶者控除
 → 寡婦・ひとり親控除額
- ② 配偶者特別控除
 → 配偶者控除又は配偶者特別控除のいずれか

2. 配偶者控除等チェックリストの変更

A4横からA4縦に用紙を変更し、1ページの印刷人数を増やしました。

所得の明細(事業所得～退職所得・以外の所得)印刷を「年調データ入力」画面に合わせて廃止しました。

| 個人コード 氏名 | | 給与所得 | | 給与所得以外 | 合計 | 判定 | 配偶者(特別)控除 |
|-------------|---------|------|-----------|-----------|-----------|----|--------------------------|
| | | 見積分 | 実績分 | | | | |
| 1 山田 一太郎 | あなた | 収入金額 | 6,500,000 | 7,000,000 | 5,200,000 | A | 実績 配偶者特別控除 380,000 |
| | | 必要経費 | 1,740,000 | 1,800,000 | | | |
| | | 所得金額 | 4,760,000 | 5,200,000 | | | |
| | 配偶者 | 収入金額 | 1,330,000 | | 780,000 | ③ | 見積 配偶者特別控除 380,000 |
| 必要経費 | 550,000 | | | | | | |
| 所得金額 | 780,000 | | | | | | |

2. その他改善と不具合の対応

- 1) 労災申請の業務災害用の支給請求書・申請書【第8号】の不具合対応
別紙1の「平均賃金及び①、②、③の内容」の「③特別給与の額」内の「支払年月日」について、令和2年以降が入力できないとの報告がありましたので、正しく入力できるように改善を行ないました。
※ 業務災害用について正しく入力できます。

3. 今後のアップデート予定について

本年度の年末調整の改定に伴う改善 第3弾

被扶養者異動届の新旧紙の対応（国内居住要件関係の追加）

労基法改正に伴う「年次有給休暇管理簿の機能追加」 第2弾

※ 実際のアップデートについては各対応が出来次第お送り致します。

※ アップデート予定については予告なく変更される場合があります。また、順番についても状況等により変更となる場合があります。

次期 e-Gov システムについてのお知らせ

2020年11月末に次期e-Govシステムに変わります。

次期 e-Gov システムへの切替をもって、e-Gov からの一括申請機能が廃止されます。

現在、一括申請にて作成された申請ファイル(ZIP形式)を e-Gov のパーソナライズにログインして申請している方は社労法務システムAPIからの申請に切り替えていただきますようお願いいたします。

マイナポータル仕様の電子申請についてのお知らせ

11月にリリースされる、マイナポータル仕様の電子申請への対応スケジュール

現在、仕様に基づき、開発を進めておりますが、最終試験の時期との兼ね合いもあり、リリース時期につきましては、下記の通りとさせていただきます。

【 健保組合への電子申請について 】

健保組合への電子申請につきましては、2021年1月末を目途に、リリースを予定しております。

この時期にリリースする届け出は下記の主要6届け出となります。

健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(CSV方式)

健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(CSV方式)

健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(CSV方式)

健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(CSV方式)

健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(CSV方式)

健康保険被扶養者(異動)届(CSV方式)

※ リリースまでの期間につきましては、大変申し訳ございませんが、システム改修待ちとの事で、健保組合へのご連絡をお願い致します。

※ 上記以外の届け出につきましては、2021年3月より順次リリースを予定しております。

【 GBIZ での電子申請について 】

現状の一括申請から申請できる届け出につき、GBIZ での申請が可能となるアップデートは、2021年2月末を目途にリリースを予定しております。

11/2～リリースまでの期間は、GBIZ での申請はできませんので、社会保険労務士様の電子証明書 または既存の社会保険労働保険に対応した電子証明書での申請をお願い致します。

既存の届け出につきましては、申請自体は、今までと変わりなく申請が可能となります。

【 マイナポータル仕様のみ届け出の電子申請について 】

2021年3月以降、随時、新しい届け出をアップデートリリースしていく予定となっております。

※ リリーススケジュールにつきましては、開発の進み具合により、変更される場合もございますので、ご了承下さい。